

令和3年6月24日発行版
(ケース3の見直し)

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第3版)

ケース1

チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に感染者が発生した場合

ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

ステップ2

発生時から2週間程度の活動を自粛(大会参加も自粛)し、選手、指導者及びその同居家族の健康観察を行う。

ステップ3

2週間程度経過後、感染が広がっていないことを条件に活動を再開できることとする。

<参考>

※行政機関の対応 隔離期間(令和2年6月15日現在 厚生労働省発)

- ・症状が出ている場合 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過した場合に退院可能
- ・症状が出ていない場合 PCR検査陽性日から10日又は検体採取日から6日間経過後、24時間以上の間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認した場合に退院可能

ケース2

チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に濃厚接触者が発生した場合

※ 濃厚接触者とは、各チームや個人が決めるのではなく、保健所等の公的機関が特定し、PCR検査の対象となったものとする。

ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

ステップ2

該当選手及び指導者またはその同居家族は、発生時から2週間程度の活動を自粛(大会参加も自粛)し、該当者の健康観察を行う。

ステップ3

2週間程度経過後、感染が広がっていないことを条件に該当者は活動を再開できることとする。

※行政機関の対応 濃厚接触者(令和2年9月15日現在 厚生労働省発)

「濃厚接触者」については、速やかに陽性者を発見する観点から、検査対象者とし、PCR 検査を実施する。陰性だった場合にも、濃厚接触者は「患者(確定例)」の感染可能期間の最終曝露日から14 日間は健康状態に注意を払い、自宅待機する。この際、健康観察期間中に何らかの症状を発症した場合には検査を直ちに実施する。

「無症状病原体保有者」の濃厚接触者についても健康観察の対象者とし、「陽性確定に 係る検体採取日」の 2 日前からを感染可能期間として入院等されるまでの期間に接触した者を濃厚接触者とする。検査についても有症者の濃厚接触者と同様の対応とする。

ケース3

所属チーム選手の学校及び活動場所が休校・学年・学級閉鎖等になった場合

ステップ1

保護者・施設管理者等により休校等の連絡があった場合、下記のように対応する。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ報告をする。

・チームが活動する学校が休校になった場合

・休校が明け、施設開放が許可されるまで活動を自粛する。ただし、大会参加等に関わる場合は、事務局長への報告とともに相談をする。

・在籍する選手の学校が休校になった場合

・該当する選手については、休校が明けるまで、活動自粛を依頼する。

・在籍する選手の学校が学年閉鎖又は学級閉鎖になった場合

・学年又は学級に該当する選手については、活動自粛を依頼する。

ステップ2

各対応終了後、選手及び保護者の健康確認を行い、安全に活動ができると判断された場合、活動を再開することができる。